

(別紙2)

千葉県障害者委託訓練(在職者訓練)契約書

千葉県立障害者高等技術専門校(以下「甲」という。)と

\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は

甲が委託元となる千葉県障害者委託訓練在職者訓練(以下「在職者訓練」という。)に関し、下記のとおり、契約書を取り交わす。

記

- 1 在職者訓練候補生(以下「訓練生」という。)は乙に在職する\_\_\_\_\_である。
- 2 訓練内容は別紙「平成29年度障害のある人のための委託訓練(在職者訓練)受講生募集」のとおりとする。
- 3 災害補償及び損害補償

在職者訓練参加に際し訓練生に労働災害等の事故が発生した場合、甲及び甲の委託した訓練機関(以下「委託先機関」という。)の故意・過失に基づくものでない限り、甲及び委託先機関は免責されるものとする。

4 遵守事項

乙は、訓練生に対し、次の事項を遵守させるものとする。

- ① 在職者訓練期間中は、甲及び委託先機関の指示に従うこと。
- ② 甲及び委託先機関の秘密を遵守し、他に漏洩しないこと。

5 経費及び報酬等

- ① 在職者訓練にかかる経費は無料とする。(ただし、テキスト代等が必要な場合、交通費、食費等は訓練生の実費負担とする。)
- ② 甲及び委託先機関は、訓練生から提供された役務等に対して、報酬等一切の金品を支給しない。

6 本契約書に定めのない事項、または本契約書に疑義が生じた場合については、その都度、甲・乙協議の上、決定する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 千葉県千葉市緑区大金沢町470番地

千葉県立障害者高等技術専門校

校長 山中辰吉

乙